

○大妻女子大学短期大学部科目等履修生規程

平成 9 年 11 月 4 日  
制定

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学短期大学部学則(昭和 49 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 40 条に規定する科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学できる者は、学則第 13 条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(入学の手続)

第 3 条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に選考料 13,000 円を添えて所定の期日までに、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- (5) 現に職のある者は所属長の承諾書
- (6) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

(入学の許可)

第 4 条 科目等履修生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学料及び履修料)

第 5 条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料 20,000 円及び履修料として 1 単位につき 20,000 円を納付しなければならない。ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(諸料金の還付)

第 6 条 既納の選考料、入学料及び履修料は返還しない。

(入学期)

第 7 条 科目等履修生の入学期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第 8 条 科目等履修生の在学期間は、6 か月又は 1 年とする。ただし、特別の理由があるときは、願出により在学期間の延長を許可することがある。

(履修単位数)

第 9 条 科目等履修生が 1 年間に願出できる履修科目の総単位数は、10 単位以内とする。

(許可の取消し)

第 10 条 科目等履修生として本学諸規程に反したときは、教授会の議を経て学長は科目履修の許可を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第 11 条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願出により単位修得証明書の交付を受けることができる。

(他の規程の準用)

第 12 条 科目等履修生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 25 年 11 月 12 日から施行する。